

滋賀県立総合病院広告付案内板仕様書

1 病院情報用デジタルサイネージ I

(1) 設置場所、サイズ、台数

総合病院本館1階(守山市守山5丁目4-30)

- ・縦2,620mm×横3,640mm×奥行150mm 程度 1台

(2) 設備本体

- ・電気亜鉛メッキ鋼板 (t1.5以上) 加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様であること。
- ・照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。またタイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動による電源オフを容易にできるようにすること。
- ・広告枠および病院広報枠等により構成すること。
- ・本体枠の角が鋭利にならないように加工すること。
- ・設置場所が病院であることを十分に考慮し、施設にふさわしいものとなるように配慮すること。
- ・音量の調整は総合病院でできること。

(3) 病院情報表示関連

- ・病院広報枠は50インチ以上のモニターおよびマグネットで資料等の貼り付けができる面で構成されること。
- ・モニターはUSBメモリを用いてデータを読み込め放映できるものであること。
- ・モニターの運用（表示および放映等）に際し、ソフトウェアおよびハード機器（パソコン等）が必要な場合は、設置事業者が提供し設定や操作方法を説明すること。
- ・時間帯に応じて必要な情報を表示できるタイムスケジュール機能を有すること。
- ・動画および静止画表示機能を有すること。
- ・病院広報枠はマグネットで資料等の貼り付けができるものとする。

(4) 広告枠

- ・広告枠は、50インチ以上のタッチ式モニターおよび地図面とする。

(5) 地図情報枠

- ・地図情報枠は、滋賀県立総合病院を中心とした広域図と病院周辺図の構成とし、公共施設や災害時の避難場所等、病院が指定する情報を分かりやすく表示すること。
- ・地図内の施設情報にはピクトグラムを取り入れたユニバーサルデザインを採用すること。
- ・地図はQRコード等により携帯電話にリンクができるようにすること。
- ・色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。また、地図上に所在する広告主の表示を行うことができるものとする。

2 病院情報用デジタルサイネージⅡ

(1) 設置場所、サイズ、台数

総合病院本館1階(守山市守山5丁目4-30)

- ・55インチ 3台 (キャスター設置あるいは壁面設置)

総合病院こども棟1階(守山市守山5丁目7-30)

- ・55インチ 2台 (キャスター設置あるいは壁面設置)

(2) 病院情報表示関連

- ・モニターはUSBメモリを用いてデータを読み込め放映できるものであること。
- ・モニターの運用 (表示および放映等) に際し、ソフトウェアおよびハード機器 (パソコン等) が必要な場合は、設置事業者が提供し設定や操作方法を説明すること。
- ・曜日に応じて必要な情報を表示できるタイムスケジュール機能を有すること。
- ・動画および静止画表示機能を有すること。(MPEG-4、JPEG、PNG)
- ・放映する元データの作成を病院担当者と協議し協力し作成すること。
- ・電気使用料については設置事業者の負担とする。
- ・施設に負担なく設置し、地震等の際の転倒防止策を講ずること。
- ・地図情報枠および病院広報枠 (マグネット面) への掲載物については、設置事業者の負担で作成することとし、別途、病院と設置事業者双方で調整するものとする。
- ・設備本体に電気を要する場合は、原則、既存の電源を使用するものとする。電気工事が必要な場合は病院職員と協議を行い設置事業者の負担で行う。

3 広告の掲載について

- (1) 設置事業者は、民間事業者等の広告主を募集し、病院が掲載許可した広告を掲載できるものとする。
- (2) 広告主の表示や広告枠の掲載については、事前に当該原案を本病院に提出し、承認を得ること。また、差替えを行う場合も同様とする。広告掲載できないものは、滋賀県病院事業庁広告等事業実施要綱および滋賀県立総合病院広告等設置基準に定めるところによる。

4 その他

- (1) その他、患者サービスの向上が見込める機能、設備等については、提案事項とする。
- (2) この仕様書に明記されていない細部の事項については、病院の指示に従うものとする。
- (3) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議にて、これを解決するものとする。